

住所変更のご案内

「換地処分公告のあった日の翌日」から、新町名・新地番となりました地区内に居住する方及び事務所等を置いている法人や会社等においては、住所・所在地等の書き換えや手続きが必要となる場合があります。

(1) 新しい住所

「換地処分公告（平成27年9月25日）のあった日の翌日」から、本事業地内の住所が変わりました。

【例】これまでの住所：野田市山崎〇〇〇番地の〇



新しい住所：野田市山崎新町〇番地の〇

(2) 新しい郵便番号

新しい郵便番号は、以下のとおりです。

山崎新町 〒278-0029

(3) 住所変更等の証明書

変更の届出手続きに必要な個人の方の「住所変更証明書や本籍変更証明書」は、「換地処分公告日以降」に無料で「市役所市民課」において発行されます（各支所・各出張所でも発行できます）。

また、法人の方の「住所変更証明書」は、「換地処分公告日以降」に無料で「市役所都市整備課」において発行されます（事前にご連絡ください）。

ただし、区画整理区域外の字名のみ変更区域については、「市役所総務課」において、「所在地変更証明書」を発行します。

注1：住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄本等は、有料となります。

注2：各変更証明書の交付を受ける場合は、必ず本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参してください。

注3：戸籍謄抄本等は、「換地処分公告日以降」発行されますが、

本籍発行作業に時間を要しますので、事前に「市役所市民課」へお問い合わせください。

お問い合わせ先 野田市役所 総務課

電話04-7125-1111（内線2301）